

平成17年5月30日

各 位

株式会社日本トリム  
代表取締役社長 森澤紳勝  
(コード番号6788東証第一部)  
問い合わせ先  
常務取締役管理本部長 香山昭人  
TEL: 06-6456-4600

## ストック・オプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成17年5月28日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成17年6月29日開催予定の当社第23期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件を持って新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とする。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

##### (3) 発行する新株予約権の総数

400個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数50株、上記(2)の調整が行われた場合同様の調整を行う。)

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

##### (5) 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値(最終価格のない日数を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)または発行日の最終価格(当日に最終価格が無い場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行う場合、会社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- (6) 新株予約権の権利行使期間  
平成19年7月1日から平成22年6月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の消却  
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件から外れた新株予約権については無償で消却できる。  
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者が有する新株予約権すべてを無償にて消却できるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡する時は当社取締役会の承認を要するものとする。
- (10) その他  
具体的な発行内容及び割当ての条件については、本株主総会及び当社取締役会の決議に基づき、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

以上